

報 道 資 料

平成30年8月22日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第206号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第171号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年8月21日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部警務課）
- ◎ 対象行政文書：○平成20年度 巡査部長昇任試験における予備試験問題の作成について（伺） 警部補昇任試験における予備試験問題の作成について（伺） 平成20年度警察官昇任一次試験（筆記）問題について（伺） 平成20年度警視及び一般職員各級昇任一次試験（筆記）問題について（伺） ○平成21年度 警部補・巡査部長昇任試験における予備試験問題の作成について（伺） 伺 平成21年度警部補及び巡査部長昇任一次試験問題の策定について 平成21年度警部昇任試験問題案について 平成21年度警視並びに一般職員各級昇任試験問題（案）について（伺） ○平成22年度 巡査部長、警部補昇任試験の予備試験問題の作成について（伺） 平成22年度各級昇任1次試験案について 伺 警視昇任及び一般職各級昇任試験問題案について ○平成23年度 巡査部長、警部補昇任試験の予備試験問題の作成について（伺） 巡査部長予備試験問題②（6月18日実施分）の作成について（伺） 平成23年度警察官昇任試験問題について（警部、警部補、巡査部長）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 決裁欄の係長以下の印影
イ 試験問題の一部
ウ 起案内容の一部
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分の
ア 上記事案第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にする事が予定されていないため。
 - イ 上記不開示部分の
イ 上記事案第7条第4号に該当
警察捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査手法等が明らかになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分の
ウ 上記事案第7条第6号に該当
短答択一式問題等に関する情報であって、公にすることにより、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、今後、試験問題作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。
- ◎ 判断理由：
 - 1 本件行政文書について
本件行政文書は、平成20年度から平成23年度までの間に実施された、実施機関の警察官の各階級への昇任試験及び選考（以下「昇任試験等」という。）の問題及び昇任試験等の実施に係る起案文書である。予備試験の問題には、設問と選択肢が記載されており、筆記試験の問題には、設問の種類及び設問が記載されている。
また、一部の起案文書には、予備試験の平均点、受験者数、合格者数及び出題科目毎の設問数が記載さ

れている。

2 当審査会の審議の対象について

審査請求人から提出された審査請求書の「審査請求の趣旨」欄には、「原処分を取り消し、非開示とした部分（奈良県情報公開条例（以下、「条例」という。）第7条第2号に該当する部分を除く。）を開示せよとの裁決を求める。」と記載されており、括弧書きにおいて、審査請求の対象を限定しているとも考えられるため、その趣旨について、以下検討する。

開示決定等に係る審査請求において、審査請求人が審査請求の対象を限定する場合、不開示とされた部分のうち特定の部分を掲げて、審査請求の対象から除く旨を明示することが一般的である。この点、本件決定に係る審査請求書には、特定の不開示部分を明示して審査の対象から除外するとは記載されていない。

そこで、当審査会が本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、「開示しない部分」欄に記載された「決裁欄の係長以下の印影」に対応する「開示しない理由」欄には、当該情報が、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名に当たることから、条例第7条第2号に該当する旨記載されており、当該部分以外に、本件決定において同号に該当することを理由として不開示としている部分は認められなかった。

これらのことから、審査請求人は、同号に該当する部分が、警察官又は警察職員のうち、係長級以下の階級にあるものの印影であるとを容易に認識できたものと考えるのが相当である。

以上のことから、当審査会は、本件決定において不開示とされた情報のうち、「決裁欄の係長以下の印影」以外の情報（以下「本件不開示情報」という。）が、本件事案に係る審査請求の対象であると解し、これを本件事案に係る当審査会の審議の対象とする。

3 本件決定の妥当性について

実施機関は、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容、出題科目毎の設問数及び平均点並びに筆記試験問題の一部について、条例第7条第6号に該当し、これらの情報のうち、別表に掲げる情報については、同条第4号にも該当すると主張している。

(1) 条例第7条第4号及び同条第6号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。」

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容、平均点及び出題科目毎の設問数並びに筆記試験の問題の一部について、公にすると、昇任試験等の受験者が出題傾向を分析することが可能となり、一部の項目について試験対策を行った受験者が合格し、偏った知識しか有しない者が昇任するおそれがあるとともに、今後行われる昇任試験等において、類似問題の出題を避ける配慮が必要となる等、試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。

(ア) 予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験問題の一部について

i 条例第7条第6号前段について

予備試験の設問、選択肢の内容及び筆記試験の問題は、実施機関が実施する昇任試験等において出題することを目的として、実施機関の職員が作成したものであることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

ii 条例第7条第6号後段について

実施機関は、予備試験の設問、選択肢の内容及び筆記試験の問題について、実施機関の幹部職員が作成しており、限られた設問の中で各階級において最低限必要な知識を問うものであることから、類似問題を出題せざるを得ない状況にある旨説明している。

そして、行政文書の開示請求は、誰でもできるものであることから、仮に開示請求者が昇任試験等の受験者である場合、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験の問題の一部を公にすると、当該開示請求者が過去に実施した昇任試験等の出題傾向を分析する等の試験対策を行うことにより、偏った知識しか有しない受験者が昇任してしまうおそれがあると主張している。

しかし、過去の問題と類似した問題を出題せざるを得ない状況にあるとしても、筆記試験におい

ては、受験者の解答の記述から、受験者独自の考え方を把握し、評価することが可能と考えられ、また、予備試験においては、設問や選択肢の内容の視点を変えること等により、受験者の能力の適切な評価に資することができるものと考えられる。

また、昇任試験等が試験である以上、受験者が何らかの対策を講じることは当然であり、実施機関は、そのことを前提として、昇任試験等の問題を作成していると考えられる。

これらのことから、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験問題の一部を公にすることによって、試験問題作成業務にあらたな支障が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、予備試験の設問の主題部分、選択肢及び筆記試験問題の一部を公にすることにより、試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号に該当しない。

(イ) 予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数

i 条例第7条第6号前段について

予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数は、実施機関が実施する昇任試験に係る情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

ii 条例第7条第6号後段について

実施機関は、開示請求者が予備試験の受験者である場合に、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数を公にすると、当該開示請求者が過去の予備試験の出題傾向を分析する等の受験対策を行うことにより、偏った知識しか有しない受験者が昇任するおそれがあると主張している。

しかし、平均点は、既に実施した予備試験の受験者の得点に係る情報であり、当該情報を公にすることにより、既に実施された予備試験における受験生の得点水準が分かることとなるが、平均点は毎年変動するものであることから、当該情報を受験者が入手したとしても、予備試験の趣旨を損なうような受験対策を行うことは困難であると考えられる。

また、出題科目毎の設問数が公になった場合、予備試験の受験者が出題科目による出題の軽重が把握できることから、一定の受験対策を講じることができるとも考えられるが、実施機関は、各年度の予備試験において、出題科目毎の設問数を変更することが可能であることから、当該情報を公にしたとしても、偏った知識しか有しない受験者が昇任するおそれがあるとは認められない。

これらのことから、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数を公にすることにより、今後の予備試験の試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数は、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

イ 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、別表に掲げる情報について、条例第7条第4号に該当するものとして不開示としている。

実施機関は、これらの情報は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りに関する手法や手続等に係るものであり、公にすることにより、捜査手法が明らかとなり、犯罪行為を誘発するおそれがある等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

そこで、当審査会が本件行政文書を見分したところ、別表に記載された情報は、実施機関の捜査体制、交番及び留置施設における保安体制、事情聴取及び証拠収集の手法、特定の団体名及びその活動状況並びに要人等警備の手法等が記載されたものであると認められた。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙に対する妨害等、捜査を妨害しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、別表に掲げる情報が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、犯人及び証拠の発見等の支障となるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性があると認めざるを得ない。

これらのことから、別表に記載された情報については、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められる。

以上のことから、別表に掲げる情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、別表に掲げる情報を除くその余の部分については、条例第7条第6号に該当しないことから、開示すべきである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年 8月12日		
② 決定	平成23年10月 6日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成23年11月 2日		
④ 諮問	平成23年11月10日		
⑤ 経過	平成29年10月27日	第212回審査会	審議
	平成29年11月24日	第213回審査会	審議
	平成30年 1月25日	第215回審査会	審議
	平成30年 2月22日	第216回審査会	審議
	平成30年 3月20日	第217回審査会	審議
	平成30年 4月27日	第218回審査会	審議
	平成30年 5月25日	第219回審査会	審議
	平成30年 6月27日	第220回審査会	審議
	平成30年 7月24日	第221回審査会	審議

(別 表)

試 験 の 名 称	設問番号	不 開 示 部 分
平成20年5月31日 付け巡査部長昇任予備 試験問題	10	全ての選択肢の内容
	23	選択肢(1)、(2)、(4)及び(5)の内容
	26	全ての選択肢の内容
	28	設問に記載された規程の内容が記載された部分 全ての選択肢の内容
	31	全ての選択肢の内容
	34	全ての選択肢の内容
	42	選択肢(2)から(5)までの内容
	44	全ての選択肢の内容
	45	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	設問の主題部分 全ての選択肢の内容
	48	選択肢(3)から(5)までの内容
	49	選択肢(4)及び(5)の内容
平成20年5月31日 付け警部補承認予備試 験問題	21	全ての選択肢の内容
	26	全ての選択肢の内容
	31	選択肢(5)の内容
	33	全ての選択肢の内容
	34	選択肢(3)及び(4)の内容

試験の名称	設問番号	不開示部分
	44	選択肢（２）から（４）までの内容
	45	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	48	選択肢（３）の内容
	49	選択肢（５）の内容
平成21年5月30日 付け警部補昇任予備試験問題	29	選択肢（４）の内容
	31	選択肢（５）の内容
	33	選択肢（２）、（４）及び（５）の内容
	34	選択肢（３）及び（５）の内容
	42	選択肢（２）及び（３）の内容
	43	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の活動を表す記述 全ての選択肢の内容
	47	全ての選択肢の内容
	50	選択肢（３）及び（５）の内容
平成21年5月30日 付け巡査部長昇任予備試験問題	16	選択肢（２）から（５）までの内容
	21	全ての選択肢の内容
	27	選択肢（１）から（３）まで

試験の名称	設問番号	不開示部分
	28	選択肢（１）の内容
	31	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	32	選択肢（４）の内容
	33	全ての選択肢の内容
	34	選択肢（３）から（５）までの内容
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	44	設問の主題部分 全ての選択肢の内容
	45	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	全ての選択肢の内容
平成22年5月15日 付け巡査部長昇任予備 試験問題	7	全ての選択肢の内容
	15	選択肢（３）から（５）までの内容
	18	全ての選択肢の内容
	28	選択肢（２）の内容
	29	全ての選択肢の内容
	32	全ての選択肢の内容
	33	全ての選択肢の内容
	34	選択肢（１）から（３）まで及び（５）の内容
	41	全ての選択肢の内容

試験の名称	設問番号	不開示部分
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	45	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	48	選択肢（4）及び（5）の内容
	50	選択肢（5）の内容
平成22年5月15日 付け警部補昇任予備試 験問題	7	全ての選択肢の内容
	26	全ての選択肢の内容
	28	選択肢（2）の内容
	31	選択肢（1）、（2）及び（5）の内容
	32	選択肢（2）の内容
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	選択肢（3）及び（5）の内容
	47	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	48	選択肢（3）から（5）までの内容
	49	選択肢（3）及び（5）の内容
	50	選択肢（3）の内容

試験の名称	設問番号	不開示部分
平成23年6月4日付け 巡査部長昇任予備試験 問題	13	選択肢(3)の内容
	16	全ての選択肢の内容
	20	選択肢(3)及び(4)の内容
	23	全ての選択肢の内容
	26	全ての選択肢の内容
	28	選択肢(1)から(3)まで及び(5)の内容
	32	選択肢(2)及び(4)の内容
	33	全ての選択肢の内容
	42	選択肢(1)、(2)及び(4)の内容
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	44	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	全ての選択肢の内容
	47	選択肢(3)及び(4)の内容
平成23年6月4日付け 警部補昇任予備試験 問題	14	選択肢(3)から(5)まで
	26	選択肢(1)及び(2)並びに(4)及び(5) の内容
	28	選択肢(2)及び(5)の内容
	30	選択肢(3)及び(5)の内容
	31	選択肢(2)の内容
	32	全ての選択肢の内容

試験の名称	設問番号	不開示部分
	33	全ての選択肢の内容
	34	全ての選択肢の内容
	40	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	43	設問に記載された団体の名称及び活動を表す記述 全ての選択肢の内容
	44	設問に記載された団体の性質及び傾向を表す記述 全ての選択肢の内容
	45	選択肢（２）から（５）までの内容
	46	選択肢（１）から（３）まで及び（５）の内容
	47	選択肢（４）の内容
平成23年6月18日 付け巡查部長昇任予備 試験問題	15	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	25	選択肢（３）及び（５）の内容
	26	選択肢（１）及び（５）の内容
	27	選択肢（１）及び（５）の内容
	28	設問の主題となる規程の内容が記載された部分 全ての選択肢の内容
	30	全ての選択肢の内容
	34	選択肢（２）の内容
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	44	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	45	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容

試験の名称	設問番号	不開示部分
	46	選択肢(1)の内容
	48	選択肢(1)から(3)までの内容

